

## ○分収育林契約制度の運用について

(昭和58年11月1日 58林野造第260号)  
林野庁長官より都道府県知事あて

分収造林契約制度の運用については、「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について（分収林契約制度関係）」（昭和58年10月1日付け58林野造第255号農林水産事務次官通知）によるほか、下記の事項に留意の上、指導上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第1 契約締結手続の指導

分収育林契約に係る募集又は途中募集（以下「募集等」という。）を行い、契約を締結するためには、通常の場合、主たる手続として次のようなものが必要であると考えられるが、都道府県はこれらの手續が適正に行われるよう指導するものとする。

##### 1 契約締結までの諸手続についての指導

- (1) 契約対象森林の現況調査及びその評価、育林計画の樹立並びに契約書案の作成
- (2) 募集等に際しての都道府県知事（以下「知事」という。）への提出
- (3) 変更勧告がなされた場合には、これに従った契約書案の修正、届出事項の変更及びその届出
- (4) 新聞、テレビ、パンフレットの配布等による募集等
- (5) 現地説明会の開催
- (6) 申込みの受付

##### 2 契約締結に当たっての諸手続についての指導

- (1) 育林費負担者となるべき者への関係書類の送付
  - ① 契約書用紙（2者契約にあっては2部、3者契約にあっては3部）
  - ② 費用等払込書類
  - ③ 立木登記をする場合にあっては、登記委任状用紙
  - ④ 森林施業計画をたてる場合にあっては、計画申請に関する委任状用紙
- (2) 育林費負担者による関係書類の作成及び募集者への返送並びに費用等の払込
- (3) 契約の締結（育林地所有者及び育林者による署名押印）及び契約書（1部）を育林費負担者へ再送付

#### 第2 契約内容についての指導基準

知事は、適正な育林の推進及び育林費負担者の正当な利益の保全を図る観点から、別途通知する模範契約例等を参考としつつ、次の基準に従って分収育林契約が適正に締結されるよう指導に努めるものとする。

- (1) 契約に係る土地の所在及び面積並びに対象樹木の樹種別、樹齢別の本数を明示すること。
- (2) 契約の存続期間を明確に定めること。
- (3) 契約対象樹木については、共有持分について立木所有権保存登記又は適正な明認方法を講ずること。
- (4) 契約対象樹木の共有持分の取得の対価の額、育林に要する費用の額及び共有持分の割合については、別途通知する「育林費負担額等の算定基準」を参考にして適正に算定すること。
- (5) 育林地所有者は、育林者のために、その土地を育林の目的のために使用する権利（原則として地上権）を設定すること。
- (6) 当該契約に係る育林の内容、時期及び方法を明確に定めること。
- (7) 当該契約に係る育林を森林組合等に委託する場合は、委託の相手方、委託の内容を明確に定めること。
- (8) 各契約当事者が負担すべき育林に要する費用の範囲、額及び支払方法について明確に定めること。
- (9) 各契約当事者は契約対象樹木の分割を請求することができない旨を明確に定めること。
- (10) 育林の実施状況等についての育林費負担者等に対する報告及び契約対象樹木に火災、天災等の被害が発生した場合の通知について定めること。
- (11) 前払いに係る育林に要する費用を受領した育林地所有者又は育林者は、これを前受金として経理区分を行うことについて定めること。
- (12) 育林費負担者が一括前払いにより育林に要する費用を負担する契約においては、物価の著しい上昇、病虫害の駆除費用の増大等により予期しない掛増し費用が生じた場合の措置について定めること。
- (13) 契約対象樹木の伐採又は販売の時期及び方法について明確に定めること。
- (14) 木材以外の林産物の採取及び帰属について明確に定めること。
- (15) 育林による収益について各契約当事者の分取割合を明確に定めること。
- (16) 契約上の権利義務の全部又は一部の第三者への譲渡の可否及び譲渡し得ることとする場合にはその要件を明確に定めること。
- (17) 契約当事者が死亡した場合におけるその相続人（共同相続の場合はその代表者）から他の契約当事者への通知義務について明確に定めること。
- (18) 契約に係る樹木の滅失その他の損害をてん補する措置として、森林国営保険、全国森林組合連合会の実施する共済等への加入について明確に定めること。
- (19) 火災、天災その他の原因により、当該契約の継続が困難となった場合の措置について明確に定めること。
- (20) 契約の解除の原因となるべき事項及びその場合の精算等の方法について明確に定め

ること。

### 第3 分収育林契約制度の運用に当たっての留意事項

#### 1 樹木の共有持分についての第三者に対する対抗要件

分収育林契約制度の運用に当たっては、育林費負担者等の利益の保護のため、樹木の共有持分について第三者に対する対抗要件を具備する必要がある。この対抗要件としては、「立木ニ関スル法律」による立木登記と判例上認められている制度としての「明認方法」とがあるが地域の実情に応じていずれかの方法を採用するよう指導するものとする。

なお、明認方法については、分収育林契約が長期にわたる契約であることにかんがみ、長期間耐久性のある形態（例えば銅板に契約当事者の氏名又は名称を刻んでコンクリートで固定する方法等）を採用するとともに、明認方法の維持管理を適正に行うよう指導するものとする。

（詳細は別途通知するので参考にされたい。）

#### 2 育林に要する費用、樹木の持分の対価及び分収割合の算定方法

分収育林契約において各契約当事者が支払うべき育林に要する費用、樹木の持分の対価及び分収割合については、別途通知する「育林費負担額等の算定基準」を参考としつつ、地域の自然的及び社会的条件等を総合的に勘案して、的確に定めるよう指導するものとする。

#### 3 その他

都道府県は、分収育林契約に係る募集等の届出書の内容を検討するに当たっては、施行規則第2条第2項の添付資料のほか、必要に応じて当該届出をした者に対し、分収育林契約書（案）、募集等のため配布する案内書、各契約当事者が負担すべき費用の額及び支払うべき樹木の共有持分の対価の額についての算出根拠となる資料、当該契約に係る樹木の樹種別材積等の提出を求めるとともに、森林組合、森林整備法人、林業改良指導員、技術士、林業技士等の協力を得つつ、当該分収育林契約の内容の妥当性について慎重に検討を行うものとする。

### 第4 森林整備法人の認定

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について（分収林契約制度関係）（昭和58年10月1日付け58林野造第255号農林水産事務次官通知）の別紙分収育林推進要綱第3の1の(1)により、森林整備法人としての資格要件を具備しているか否かの認定を行うこととしているが、その具体的な手続等は、次によるものとする。

#### 1 認定

- (1) 森林整備法人としての資格要件を具備しているか否かの認定を受けようとする者は、別記様式第1号の認定申請書を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の申請に係る者が別紙の森林整備法人認定基準に適合していると認められる場合には、森林整備法人として認定するものとする。

(3) 知事は、(2)による認定を行うに当たっては、あらかじめ別記様式第2号の協議書により、林野庁長官に協議するものとする。

(4) (2)による認定は、知事が別記様式第3号の認定書を交付してするものとする。

## 2 認定の取消し

(1) 知事は、認定を受けた森林整備法人が別紙の森林整備法人認定基準の要件の全部又は一部を欠くに至った場合には、その認定を取り消すものとする。

(2) 知事は、(1)による取消しを行った場合には、1の(4)により交付した認定書を返還させるものとする。

## 3 報告

(1) 知事は、森林整備法人を認定したときは、速やかに1の(4)により交付した認定書の写しを添えて、その旨を林野庁長官に報告するものとする。

(2) 知事は、認定を受けた森林整備法人が、その名称、事業区域、その他重要な事項の変更を行った場合には、速やかにその旨を林野庁長官に報告するものとする。

(3) 知事は、2により、森林整備法人の認定を取り消した場合には、速やかにその旨を林野庁長官に報告するものとする。

## 4 その他

2以上の都道府県にわたる事業区域を有する法人に係る森林整備法人の認定については、林野庁長官が行うものとする。この場合、1の(1)、(2)及び(4)並びに2を準用し、「知事」とあるのは「林野庁長官」と読み替えるものとする。

(別紙)

## 森林整備法人認定基準

### 1 法人格

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づく主務官庁の許可を受けて設立された公益法人であること。

### 2 設立目的

造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進その他国土緑化の推進の事業を行うことを目的に含んでいること。

### 3 社員の表決権及び基本財産の拠出

地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の過半を拠出していること。

### 4 事業内容

2の目的を達成するため、おおむね次のような事業を行うものであること。

(1) 自営又は受託により、造林又は育林の事業を行うこと。

(2) 分収林契約の当事者として、造林又は育林の事業を行うこと。

(3) 募集又は途中募集に係る分収林契約の当事者として、造林又は育林の全部を行う義

務を負い、募集又は途中募集の媒介等の事務を行うこと。

- (4) 分収林契約書の作成、契約対象樹木の評価等の分収林契約の締結に関する指導、講習会の開催等を通ずる分収林契約制度の普及指導等を行うこと。
- (5) 分収林契約の対象地、費用負担者の募集状況等の分収林契約に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。
- (6) 分収林制度の活用等により、森林・林業についての国民的理解を深めるための広報活動、その他の普及啓蒙を行うこと。
- (7) 分収林制度の活用等により、都市住民と山村住民との交流を図る事業を行うこと。
- (8) 分収林制度の活用等により、下流域の市町村等の参画による上流域の森林の整備を推進する事業を行うこと。

## 5 職 員

事業実施に必要な事務職員及び技術職員が置かれていること。

## 6 資産及び会計

設立目的を達成するため、健全な事業活動を継続するに必要な財産的基礎を有しており、その資産及び会計について次の事項に適合していること。

- (1) 財団法人にあっては、寄附財産の運用によって生ずる収入及び定期的な賛助金等により、設立目的の達成に必要な事業活動が遂行できること。
- (2) 社団法人にあっては、会費及び財産の運用によって生ずる収入等により、設立目的の達成に必要な事業活動が遂行できること。
- (3) 價格の変動の著しい財産、客観的評価が困難な財産又は過大な負担付財産が法人財産の相当部分を占めていないこと。
- (4) 事業遂行上寄附金を受け入れ、これを使用する法人にあっては、寄附金について区分経理を行うこととするほか、その管理及び使用に関する規定が整備されていること。
- (5) 解散した場合の残余財産の処分について、定款又は寄附行為上、国、地方公共団体、又は当該森林整備法人の目的に類似する公益目的を有する法人等に帰属せしめることとなっていること。

別記

様式第1号

森 林 整 備 法 人 認 定 申 請 書

年 月 日

都道府県知事

殿

申請者 住所

氏名（名称・代表者氏名）印

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条に規定する森林整備法人として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人名及び住所

2 代表者の氏名

3 設立許可年月日 年 月 日

（設立許可申請中の場合は、申請年月日 年 月 日）

4 設立登記年月日 年 月 日

5 設立の目的

6 事業区域

7 社員（基本財産の拠出者）の氏名（名称）及び住所並びに表決権の数

（基本財産の額）

社員の氏名若しくは名称 (基本財産の拠出者の氏名・名称)	住 所	表決権の数 (基本財産の額)

8 事業の内容

9 職員の人数（事務系、技術系別）

10 事業計画及び資金計画

11 寄附金の受け入れ及びその管理、使用に関する規程

12 解散したときの残余財産の処理方法

13 その他参考となるべき事項

様式第2号

森林整備法人の認定に関する協議書

年 月 日

林野庁長官

殿

都道府県知事

印

下記の法人を分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条に規定する森林整備法人として認定したいので関係書類を添えて、協議する。

記

1 法人名

2 関係書類

- (1) 分収育林契約制度の運用について(昭和58年11月1日付け58林野造第260号林野庁長官通達) 第4の1の(1)に規定する認定申請書の写し
- (2) 当該法人の定款又は寄附行為
- (3) その他参考となるべき書類

様式第3号

番 号

森 林 整 備 法 人 認 定 書

法人の住所及び名称

代表者の氏名

上記の法人を、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条に規定する森林整備法人として認定する。

昭和 年 月 日

都道府県知事

(印)

(林野庁長官

(印)